

鹿児島県

「ブロック塀等の安全性の 確認等実施要領」

が施行(※)されます。

(※)具体的な施行日については、各特定行政庁にお問い合わせください。

平成28年の熊本地震や平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震（震度6弱）により、ブロック塀や組積造の塀（以下、「ブロック塀等」という。）が倒壊し、死傷者が出るなど大きな被害が発生しました。

倒壊したブロック塀等は、通行人に危害を及ぼすだけでなく、道路をふさぎ、被災者の避難や救助活動を妨げます。

このような被害を未然に防止するため、県内の特定行政庁の建築主事及び県内を業務範囲とする指定確認検査機関の確認検査員（以下、「建築主事等」という。）が、建築基準法に基づく建築確認申請、完了検査申請及び完了検査の各時点で、ブロック塀等の安全性を確認する手順等を「ブロック塀等の安全性の確認等実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとともに、所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）の管理責任を明確にし、もってブロック塀等の安全性の確保及び倒壊による被害の防止を図ります。

○適用範囲

建築主事等が県内で行う建築確認及び完了検査に関する事務の実施について適用します。

○実施要領の対象となるブロック塀等

○ コンクリートブロックにより築造された塀

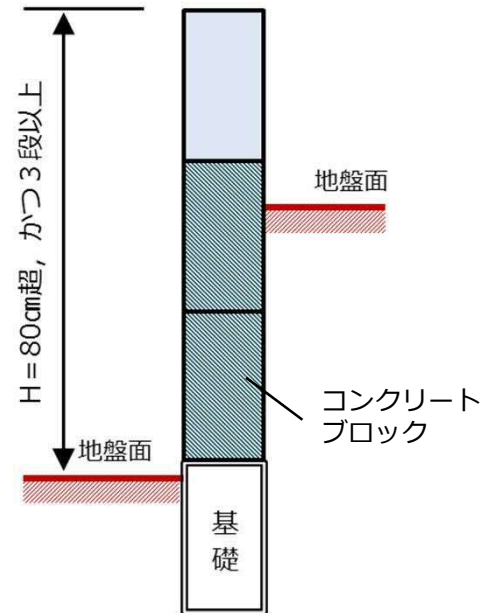
- ・ 高さ（※）が80cmを超えるかつ
- ・ 組積部分が3段以上かつ
- ・ 土圧を受けない組積部分が1段以上

○ 上記以外のものにより築造された塀

- ・ 高さ（※）が80cmを超えるかつ
- ・ 組積部分が2段以上かつ
- ・ 土圧を受けない組積部分が1段以上

（※）地盤に高低差がある場合は、低い側からの高さ

【参考図】



○敷地が建築基準法第42条第2項道路に接している場合

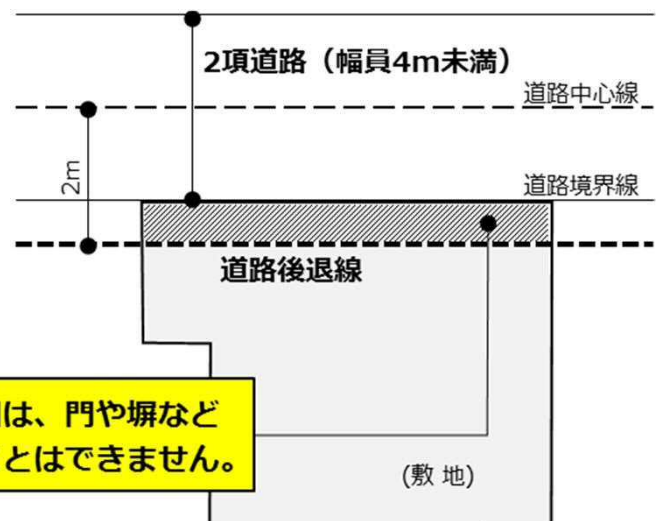
敷地が幅員4メートル未満の道路

（建築基準法第42条第2項道路）に接している場合、道路中心線から2メートル後退した位置が道路境界線（以下「後退線」という。）となります。

また、道路に沿って水路等がある場合は、水路等と道路との境界線から4メートル後退した位置が後退線となります。

したがって、この後退線から突出して門や塀などを造り、又は造りかえることはできませんので、注意して下さい。

実施要領の対象内外に関わらず、後退線内にあるブロック塀等は撤去が必要になります。

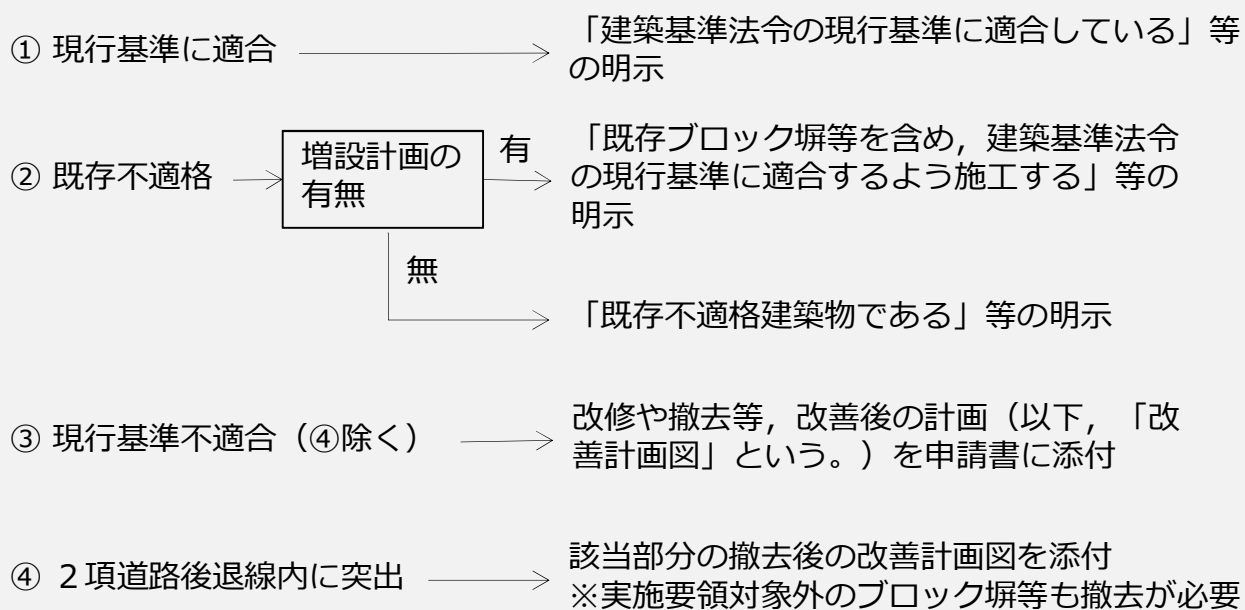


○建築主事等による確認事項の概要

1. 建築確認申請時

(1) 既存ブロック塀等有る場合、以下の3点を確認

- ・ 配置図等に塀の位置、種別並びに高さ等が明示されていること。
- ・ 申請者（設計者）による既存ブロック塀等の現況調査の実施結果の書面（以下、「現況調査結果書」という。）が添付されていること。
- ・ 現況調査結果書による既存ブロック塀等の状況（①から④）に応じ、各事項が配置図等に明示又は添付されていること。



(2) 新設ブロック塀等の計画が有る場合、以下の2点を確認

- ・ 配置図等に塀の位置、種別並びに高さ等が明示されていること。
- ・ 配置図等に「建築基準法令に適合するよう施工する」等の明示がされていること。

2. 完了検査申請時

新設・増設ブロック塀等有る場合

- ・ 完了検査申請書第4面にブロック塀等の施工状況が記載されていること。
- ・ ブロック塀等の建築基準法令の適合状況がわかる施工状況写真が添付されていること。

3. 完了検査時

(1) 既存ブロック塀等有る場合

- ・ 確認申請時に添付した現況調査結果書の内容及び確認申請書に明示した事項等の履行状況を確認。（※確認できない場合、検査済証の交付を留保する場合があります。）

(2) 新設・増設ブロック塀等有る場合

- ・ 建築基準法令に適合していることを工事監理の状況や施工状況写真等により確認。（※確認できない場合、検査済証の交付を留保します。）

※ 実施要領の詳細については、県のホームページをご覧ください。

（県ホームページ）<http://www.pref.kagoshima.jp/ah12/burokkuheizissiyouryou.html>

○問い合わせ先

区 域	名 称	電話番号・FAX
鹿児島市内	鹿児島市建設局建築部建築指導課審査係	TEL 099-216-1359 FAX 099-216-1389
県下全域(鹿児島市を除く)	県庁土木部建築課計画指導係	TEL 099-286-3710 FAX 099-286-5635
日置市, いちき串木野市, 鹿児島郡	鹿児島地域振興局建設部土木建築課建築係	TEL 099-805-7336 FAX 099-805-7389
枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市	南薩地域振興局建設部土木建築課建築係	TEL 0993-52-1395 FAX 0993-52-1371
薩摩川内市の一部※	薩摩川内市建設部建築住宅課建築指導グループ	TEL 0996-23-5111 内線 3642, 3643 FAX 0996-23-8389
阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, 薩摩郡, 出水郡	北薩地域振興局建設部土木建築課建築係	TEL 0996-25-5292 FAX 0996-25-5293
霧島市の一部※	霧島市建設部建築指導課建築指導グループ	TEL 0995-64-0954 FAX 0995-47-1441
霧島市, 始良市, 始良郡	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課建築係	TEL 0995-63-8371 FAX 0995-63-8345
伊佐市	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在道路グループ(建築担当)	TEL 0995-23-5155 FAX 0995-23-5166
鹿屋市の一部※	鹿屋市建設部建築住宅課建築指導室	TEL 0994-31-1161 FAX 0994-41-2936
鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 曾於郡, 肝属郡	大隅地域振興局建設部土木建築課建築係	TEL 0994-52-2188 FAX 0994-52-2180
西之表市, 熊毛郡(屋久島町を除く)	熊毛支庁建設部建設課建築係	TEL 0997-22-1867 FAX 0997-23-1460
屋久島町	屋久島事務所建設課河川港湾第二係(建築担当)	TEL 0997-46-2213 FAX 0997-46-3049
奄美市, 大島郡(徳之島町, 天城町, 伊仙町を除く)	大島支庁建設部建設課建築係	TEL 0997-57-7344 FAX 0997-57-7362
徳之島町, 天城町, 伊仙町	徳之島事務所建設課道路係(建築担当)	TEL 0997-82-1251 FAX 0997-83-3092

※ ・ 建築基準法施行令第148条第1項第一号に掲げる建築物の敷地に係るもの。

・ 建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物の敷地に係るもの。

具体的には、都市計画区域内にある木造2階建て以下の一戸建て住宅や鉄骨造平屋建てで200㎡以下の一戸建て住宅等。